

すてっぷかながわ事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 プロウェーブが開設する すてっぷかながわ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、自ら提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 事業の実施に当たっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 主たる事業所の名称：すてっぷかながわ

2 主たる事業所の所在地：神奈川県座間市新田宿 564 番 3

3 共同生活住居の名称及び所在地

共同生活住居 1 すてっぷかながわ 新田宿Ⅰ：神奈川県座間市新田宿 564 番 3

共同生活住居 2 すてっぷかながわ 緑ヶ丘Ⅰ：神奈川県座間市緑ヶ丘 1-22-12 101 号室

共同生活住居 3 すてっぷかながわ 緑ヶ丘Ⅱ：神奈川県座間市緑ヶ丘 1-22-12 202 号室

共同生活住居 4 すてっぷかながわ 入谷西：神奈川県座間市入谷西 5-6-10

サテライト 1 すてっぷかながわ 入谷西Ⅰ：神奈川県座間市入谷西 5-6-16 105 号室

サテライト 2 すてっぷかながわ 入谷西Ⅱ：神奈川県座間市入谷西 5-6-17 401 号室

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

3 世話人 3名以上（常勤職員、非常勤職員）

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

4 生活支援員 2名以上（非常勤職員）

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

5 夜間従事者 1名以上（常勤職員、非常勤職員）

夜間従事者は、夜間帯の利用者への排せつ等身体介護、相談、電話対応、緊急時の対応等行う。

（主たる対象者）

第5条 事業所の主たる対象者は、以下のとおりとする。

知的障害者

精神障害者

（入居定員）

第6条 事業所の入居定員は、19人とする。

共同生活住居 すてっぷかながわ 新田宿Ⅰ：4人

共同生活住居 すてっぷかながわ 緑ヶ丘Ⅰ：3人

共同生活住居 すてっぷかながわ 緑ヶ丘Ⅱ：3人

共同生活住居 すてっぷかながわ 入谷西：7人

サテライト すてっぷかながわ 入谷西Ⅰ：1人

サテライト すてっぷかながわ 入谷西Ⅱ：1人

2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

（指定共同生活援助の内容）

第7条 利用者に対し、共同生活を営む住居において日常生活における相談支援、入浴、排せつ又は食事の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、余暇活動の支援等必要な介護、支援を行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 指定共同生活援助を提供したときは、利用者から市町村が定める負担上限月額
の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、利用者から
厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材
料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、
その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることがで
きるものとする。この場合の利用料金については別表1に定める。

4 指定共同生活援助を提供する利用者に対して、直接利用者の便益を向上させるもので
あって、利用者に支払を求めることが適当であるものについては、その便益に要した金
銭の支払いを求めることができるものとする。この場合の利用料金等については、別表
2に定める。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該
サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第4項の規定により、金銭の支払を求めるときには、当該金銭の支払を求める理由
について書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得るものとする。

7 第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領
収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスを利用するに当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴
力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生
じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な
措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関
する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との
連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものと
する。

(苦情への対応等)

第12条 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適
切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるもの

とする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(支援体制の確保)

第 13 条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- 1 従業者への研修実施を行う。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 3 虐待の防止等のための責任者の設置をする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第 15 条 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

- 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 世話人等の従業者の資質向上のため研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を

整備する。

① 採用時研修 採用後 3 か月以内

② 継続研修 年 1 回

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定共同生活援助（従前の指定共同生活介護を含む。）を提供した日から 5 年間保存する。
- 5 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する記録を整備し、当該指定共同生活援助（従前の指定共同生活介護を含む。）を提供した日から 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 プロウェーブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（ハラスメント対策）

第 17 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（医療機関との連携強化・感染症対応力の向上）

第 18 条 指定共同生活援助は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

（地域との連携等）

第 19 条 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

3 第 1 項の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条第 3 項関係）

家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る料金表

種 類	金 額
家 賃（月額）	共同生活住居 すてっぷかながわ 新田宿 I ① 33,490 円 ②③33,990 円 ④34,490 円
光熱水費（月額）	16,000 円
食材料費（日額）	朝食 300 円 夕食 700 円（体験利用時も同額）
日用品費・インター ネット通信費（月 額）	5,000 円

種 類	金 額
家 賃（月額）	共同生活住居 すてっぷかながわ 緑ヶ丘 I ① 26,100 円 ②26,000 円 ③21,681 円
光熱水費（月額）	16,000 円
食材料費（日額）	朝食 300 円 夕食 700 円（体験利用時も同額）
日用品費・インター ネット通信費（月 額）	5,000 円

種 類	金 額
家 賃（月額）	共同生活住居 すてっぷかながわ 緑ヶ丘 II ① 30,815 円 ②30,815 円 ③20,704 円
光熱水費（月額）	16,000 円
食材料費（日額）	朝食 300 円 夕食 700 円（体験利用時も同額）
日用品費・インター ネット通信費（月 額）	5,000 円

種 類	金 額
家 賃（月額）	共同生活住居 すてっぷかながわ 入谷西 全室 40,000 円
光熱水費（月額）	16,000 円
食材料費（日額）	朝食 300 円 夕食 700 円（体験利用時も同額）
日用品費・インター	5,000 円

ネット通信費（月額）	
------------	--

種 類	金 額
家 賃（月額）	サテライト すてっぷかながわ 入谷西Ⅰ 41,000 円
光熱水費（月額）	都度実費
食材料費（日額）	朝食 300 円 夕食 700 円（体験利用時も同額）
管理費（月額）	4,437 円（共益費・更新料積立分割・更新料事務手数料積立分割・保証会社料積立分割）
共有部分利用費（月額）	1,600 円（使用する場合）

家 賃（月額）	サテライト すてっぷかながわ 入谷西Ⅱ 41,000 円
光熱水費（月額）	都度実費
食材料費（日額）	朝食 300 円 夕食 700 円（体験利用時も同額）
管理費（月額）	8,749 円（管理費・更新手数料・保証料）
共有部分利用費（月額）	1,600 円（使用する場合）

※徴収した食材料費、共有部分利用費については、適切に管理するとともに、6 ヶ月ごとに精算を行い、残額が生じた場合には、精算して利用者に返還するものとする。

別表 2（第 8 条第 4 項関係）

直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに係る料金表

種 類	金 額
交通費	実費